

平成27年3月10日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第[]号保険金請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第[]号)

口頭弁論終結の日 平成27年[]月[]日

判 決

控 訴 人

株式会社[]

同代表者代表取締役

[] A

同訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

[] 株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

松 坂 祐 輔

同

桑 島 良 太 郎

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、764万円及びこれに対する平成24年9月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人との間で事業活動総合保険契約を締結していた控訴人が、

東 京 高 等 裁 判 所

その保険期間中に盗難事故に遭ったとして、被控訴人に対し、被害品の価額等に相当する保険金764万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年9月21日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。そこで、これを不服として控訴人が控訴した。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決の「第2 事案の概要」の2、3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人が本件盗難事故に遭ったものとは認定することができないから、控訴人の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」に説示のとおりであるから、これを引用する。

(1) 6頁23行目の「減価償却資産の明細書」を「固定資産台帳兼減価償却額明細書（以下「固定資産台帳」という。）」と、7頁5・6行目、8頁2行目、5行目、9行目、12・13行目、9頁17行目の各「減価償却資産の明細書」をいずれも「固定資産台帳」とそれぞれ改める。

(2) 7頁19行目の「当裁判所」を「原審」と改め、21行目の「行われなかった」の次に「(なお、甲14は、その体裁からみて、あらかじめ控訴人側で文面を作成し、**C**に署名押印を求めたものと認められるから、同人の認識をありのままに記載したものであるとは直ちには認められない。)」を加える。

(3) 8頁10行目の「いずれも」から11行目の「そうであるとしても」までを「真実それらの物が存在したのであれば、控訴人が税理士に依頼して確定申告をしている(甲18の1、2)以上、税務上の耐用年数を経過した財産であっても、現実に控訴人が保有し業務に使用しているものについては、備

忘価格（1円）を付した上で固定資産台帳に記載されるはずである（現に、平成20年1月に取得したノートパソコンについては、固定資産台帳に期末帳簿価格を1円として記載されているところである。甲18の1、2）から、これらの物は存在しなかったのではないかとの疑念を強く抱かせるものである。しかも」と改める。

(4) 9頁11行目の「証拠はない」の次に「し、仮にそれらのものが残されていたとしても直ちに窃盗犯人によるものであると認めることはできない」を加える。

(5) 9頁14行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「以上のほか、上記で検討した物件以外の控訴人主張の被害品についても、それらが存在し、かつ、盗難の被害に遭ったことを認めるに足りる客観的な証拠はない。」

2 以上の次第で原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 菊 池 洋 一

裁判官 濱 口 浩

裁判官 工 藤 正

東京高等裁判所